

平成22年度

公 共 事 業 等 審 査 会

会 議 録

兵庫県農業共済会館 4階 会議室

平成22年12月21日

公共事業等審査会 事務局

(兵庫県県土整備部県土企画局技術企画課)

平成22年度 第6回 公共事業等審査会 会議録

1 開 会

(事務局より出席委員の確認・配付資料の確認)

2 公共事業等審査会 審査結果についての協議

会長

それでは、御指名ですので、ただいまから第6回目の公共事業等審査会を始めたいと思います。

本日は、年末の大変お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

定足数はどうなっておりますか。

事務局

現在6名ということで、12名中の過半数を満たしておりません。7名以上が定足数になりますので、今のところは定足数に達していないということでございます。

会長

それでは、もうあと1名の方がお見えいただくまで、本日、御意見いただきました資料のペイントされているものに関しまして、少し皆さん方と御相談したいというふうに思っております。今日、これは私も初めて見ましたので、どのように扱うかは、この場で皆さんと御相談しながらしていきたいと思っております。今から私のほうの原案を申し述べたいと思いますので、それに沿って、また皆様方から御意見いただいて、そして最後、全員そろったところで皆様方の判断を仰ぎたいというふうに思っております。

まず、1ページ目の前文でございます。グレーに塗ってある部分が5行ありますが、これは文が2つに分かれておりまして、1つは、「さらにこれまでの事業審査に当たって形成されたデータを今後の事業評価、事業完成評価に生かすため蓄積し、データベース化することが望まれる」ということであります。これが1つの文案でございます。これに関しましては、この公共事業等審査会が10年ぐらゐの実績を今まで蓄積してきたようでございますので、これからの課題として、いずれかは解決しなければならないと思っておりますが、今年、私が会長をさせていただいた折にいろんな多くの御意見、公共事業等審査会運営に関する御意見とか、あるいは評価項目に関する御意見等、数多くいただきましたので、前々回のときに私のほうから、この中で一度正式の審査会ではなく、審査の委員の先生方

が集まった懇談会のような形で、各委員の先生方がどのようなお考えをお持ちなのかということ、あるいは、行政のほうはどう対応するのかというふうなことにに関して意見を交換するための懇談会をお一度願いたいということを申し上げましたが、先ほど、事務局のほうから、来年度、懇談会を開催することには支障がないという御意見をいただきましたので、ぜひとも懇談会を開催したいと考えております。その中の一つの課題としてデータベース化することが望まれるという課題に関して、懇談会で各先生方の御意見をいただきたいと思っておりますので、今年は、この前文の中から、大変申しわけありませんが、削除できましてほしいということが第1点でございます。

これは私の提案でございますので、御意見をいただけたらと思っております。

それから2つ目。「また異なる事業間では、現状においては独立して事業効果判定がなされている。河川整備事業と林道整備事業との相互、総合した事業評価効果測定及び判定への道筋がつけられることが望まれる」ということでございます。

これは、委員からも出ましたし、ページをめくっていただきますと、4ページ目の上から6行目に、委員から御指摘がございました「なお、林道整備事業で評価した洪水防止の効果は、河川計画にそのまま使用されるものではないため、県民に誤解を与え、混用されることがないようにとの意見が本審査会であったことを申し添える」という文章で、これは客観的な表現としてこれを原案として入れさせていただいております。

この文言と、実は先ほどの2つ目の文言が少し重なっている、同じような事情であるというふうなことであります。ここでは積極的にそれを統合化する云々というふうなことにしまして、実は懇談会の議題としてこれをペンディングの課題として挙げていくことにして、今年度の前文に関しては、これを入れないということが、私の2つ目の提案でございます。

それから、あと1ページ目の委員からの文言に関しては、事務局のほうも「いずれも妥当である」ということでありますので、このまま委員の提案を入れていきたいと思っております。

2ページ目も、紫色の文字をそのまま採用する形で提案させていただきたいと思っております。

それから、途中、委員からも御意見いただきましたので、それが赤字で書かれておりますが、それもそのまま原案として入れていきたいと思っております。

3ページ目も同様でございます。御提案をそのまま原案として、会長からの提案という形で採用させていただきたいと思っております。これの可否につきましては、委員の先生

方の御意見をいただければと思います。

それから、4ページ目も同様であります。ここの提案に関する文言を会長提案として、今日提案させていただきます。

5ページ目も、グレーのところも同様であります。またこれも委員からの御提案でございます。

「また、治水同様の長期視点に立って、より広域での治山政策による治水効果形成への働きかけを望まれる」ということで、前文にありましたものと同じような文言でございますので、これもあわせてペンディングの課題としてこれを削除させていただきたいというのが、会長からの提案でございます。

いずれにしても、課題が幾つか明らかになりましたので、事務局のほうで次回のペンディングにかかわる課題に関しては少し整理していただきまして、また、委員の先生方からも御意見をいただきながら、懇談会の中であるべきこの審査会の姿というようなものを皆様方の御意見をいただくという形で整理させていただいた上で、来年度審査会の内容について審議を進めていきたいというふうに思っております。

それから、6ページ目も、この御提案どおりで会長提案とさせていただきたいと考えております。

以上が、先ほど事務局のほうから説明がありまして、それで会長の私のほうで判断させていただいて、今日ここで皆様方に御審議いただく原案として、そのような形で取り扱いたいと思っております。

これに関して、それは勝手過ぎるというようなことがありましたら、提案でございますので、各先生方から御意見をいただけたらと思っておりますので、審議のときにどうぞよろしくお願い申し上げます。

何か御意見ございましたら、どうぞ御発言いただけたらと思います。

委員

次年度の課題にするということは、今ここへ入れるとみんなの合意がないということですか。

会長

実は、農道のほうに入っているのは客観的な事実としての意見表明であり、それから前文が積極的にこうあるべきだという審査会の意見表明になりますので、審査会全体としての意見表明にまだまだ至っていないという解釈でございます。

委員

はい。わかりました。

会長

委員、それでよろしいでしょうか。

委員

では、まず、データベース化するというところで、ちょっと私が気になりましたのは、行政文書の取り扱いはものすごく難しいですね。キープしなければいけない文書もあれば、逆に廃止しなければいけない文書もあったりして、ためればいいというだけのものでもないと思うので、そのあたり、またちょっと懇談会のときにでも、こういうことをすると整理してからだと思います。それからデータベース化ということになりますと、それ相当の事業費が必要になってきますので、そのあたりもここで決定していいものかどうかということもあろうかと思います。

それから、2番目の河川整備事業と林道整備事業との云々について、この問題は河川と林道の問題だけではないです。いっぱい何かそういう問題があると思います。もう少し包括的というか、一般的にほかの問題も含めて包含したような形で議論していったほうがよろしいのではないのでしょうか。ここで2つの事業だけの特記するよりも、いわゆる法律とか条例が複数またがるような問題がいろいろあるかと思いますが、それをどう考えるかという議論にしていたほうがいいのではないかということで、やはり本年度の審査結果の答申の中にこういうものを特記するのはどうかという気がいたしました。

会長

ほかに。いかがでしょうか。

全く今、私が決めたことですので、その判断が正しいかどうか、少しまだ時間的な余裕がありませんけれども、このような形の原案ということでよろしいでしょうか。

事務局のほうは、先ほど申し上げました私の原案に沿って修正していただいて、会長提案という形で、今日進めさせていただくということにしたいと思います。

事務局

よろしく願いいたします。

会長

それから、今日の進め方としては、ここに原案をお出ししておりますので、特に今回の審査に係る結果に関する文言だけ、私のほうで朗読させていただきまして、それに対して、文言を変えたほうがいいのかという御意見がいただけたら、即変えていきたいと思っております。そこで、正しい文案をつくっていきまして、もし時間があれば休憩をとらせていた

だいて、休憩後、正しい文案を各委員の方にお配りして、今日の委員会を閉会にしたいと考えておりますので、何とぞ御協力方、よろしくお願い申し上げます。

(委員 1名 入室)

会長

それでは、定足数に達しましたので、ただいまから、先ほど事務局から御説明のありましたとおり、公共事業等審査会の審査結果について御協議いただきたいと思いますので、進行に当たりまして、各委員の先生方の御協力をよろしくお願いいたします。

まず、委員のほうは少し遅れてこられましたので、ペーストがあるほうをここに出していただくようにしたいと思います。

先ほど、委員から御提案のありました件につきまして、今日、会長提言の中にどうするかということ、今、私の原案を申し上げさせていただいて、それで皆さんに一応御了解を得ましたので、1ページ目のグレーに塗ってある緑の文字ですが、委員の御提案は懇談会の課題という形として今回、即、答申案に入れることは差し控えようということで、それは今から削除して報告させていただきますので、御了解のほどをよろしくお願い致します。

それでは、協議資料の公共事業等審査会の審査結果につきましては、委員の先生方は既に目を通されていることと思いますので、特に重要と思われる箇所のみ、私の方から読み上げさせていただきます。前面のスクリーンに映しております。

その後、この案につきまして委員の皆様方に御協議いただき、この場で最終形まで作成していきたいと考えております。各事業ごとに進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず前文から入りたいと思います。1ページ目でございますが、最初のグラフ1つ目、2つ目は、従来の形のものでございますので、この審査会では「特に、」からでございます。

「特に、進捗率の高い事業にあつては、予算の重点配分などにより、早期事業完了を目指すとともに、長期間を要する事業については、事業計画に対してのさらなる住民理解に努め、円滑な事業推進に努められたい。

なお、公共事業の円滑な実施を図る上で、事業に対する関係住民の理解と協力を得ることがますます重要となつてきているが、本来、地域の道路・河川・林道等の公共施設というものは、地域の財産として愛着を持ってかかわっていただくものであることから、地域住民が守り育てていくきっかけとなるよう、事業の計画段階から、公共施設の役割や効果について、これまで以上に丁寧な説明や周知に努められたい。

また、今回の審査会では4件の事後評価において有意義な検証結果の報告を受けたところであるが、事業計画の変更内容や経緯も明記するなど、今後とも事後評価のさらなる充実に努められたい。」

以上が前文でございます。

これに関しまして、まとめ方、あるいは内容等について御意見がありましたら、どうぞよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

委員

読ませていただいて、2点感じたことをお話しさせていただきます。

1つ目は、今、会長の読み上げの範囲ではないんですけども、事業の実施に当たってはというところで、真ん中あたりに「事業の優先度を見極め」という文言が出てきております。何かこれに特別な意味合いがあるのであれば別ですけども、流れからいって、担当部局が優先度を見極めて出してきたものを審査会として、着手妥当とか、あるいは継続妥当というふうに判断をした段階で、改めて事業の優先度を見極めると記載するのはいかがでしょうか。もちろん優先度というのは大変重要な要素だと思いますが、この段階で言うのは若干の違和感を覚えるというのが1点です。

それから、もう1点が、その3行下ですか、長期間を要する事業について、これも確か城崎町の道路整備の問題あたりが念頭にあるのかと思うんですけども、あれは、要するに当初予定していた工期よりもかなり遅れたということで、単に最初から長かったということではないので、予定よりも遅延したというような、何かそういう文言が一言あって、さらに長期間を要するという言い方をしていたほうが、より正確かと思えます。

以上、2点です。

会長

はい。どうもありがとうございました。

早速、御提案に沿って、まず1つ目でございますけれども、「事業の優先度を見極め」というのは、わざわざ要らないのではないかという御意見でございますが、いかがでしょうか。

文言としては、「公共事業予算が縮減される中、これまで以上に効果的で効率的な公共事業の推進に努められたい」という非常にシンプルな文章になります。

委員

間違いでも何でもないので、要するにタイミングとして今の段階なのか、それだけ

のことです。

会長

その次のパラグラフに、予算の重点配分などということも入れておりますので、わざわざここでなくてもいいのではないかと。御指摘いただいた内容がいいのではという気もいたしますが、皆さんの御意見に従いたいと思います。

削除してよろしいでしょうか。

それでは、一応その部分を削除させていただくのを原案としたいと思います。

それから、次に、長期間を要する事業についてはというのは、当初計画から長期間の場合と、それから事業推進の中で結果的に継続評価の中で長期になってきたという文言を明確にしたほうがいいのではないのかということでございます。

委員

「長期化した」はどうでしょうか。

当初よりも長期化したということです。

会長

長期間の文言は残しておきますか。

委員

長期間を要する事業と長期化した事業は違いますから、今プラス長期化したという形ではないでしょうか。

会長

「長期間を要する事業並びに長期化した事業については」これでいかがでしょうか。これで両方入っているような気がいたしますが。

では、このような形を修正という形でさせていただきたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、御意が見出たようでございますので、一応これで確定ということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、引き続き、道路事業についていたしたいと思います。

途中で文言も変わっておりますので、これは全文読ませていただきます。

「これら国道372号の道路改築事業は、線形不良区間、幅員が狭小な隘路区間、あるいは歩道未整備区間を解消し、交通の円滑化による地域の活性化や自転車歩行者の安全性を確保するために実施しているバイパス整備や現道拡幅事業である。」

委員、これは、工事と事業どちらがよいでしょうか。

委員

一般に使われるほうでいいと思います。

会長

では、事業という形で提案ということにします。

「加えて、当該路線は、阪神・淡路大震災時には臨海部幹線道路の代替ルートとして機能するなど、緊急時の道路としても活用されるものであり、いずれの箇所も事業実施の必要性は依然として高いことから、事業継続は妥当である。

なお、事後評価における効果検証では、事業単位ごとの評価にとどまらず、路線全体や、さらに広域的な道路ネットワークとしてうまく機能しているかといった点についても検証されたい。」です。

これに関して、御意見をどうぞよろしくお願いします。

委員、「うまく」という口語体的表現は、なくてもよろしいでしょうか。

委員

「十分」ではどうでしょうか。

会長

「十分」ですね。ありがとうございます。

委員

緊急時の道路としてというのは、私も何か文言が変だと思っていたのですが、畑先生がこのように直していただいたので、非常にすっきりしました。

会長

よろしいでしょうか。

それでは、これで一応確定という形でさせていただきます。

最後、訂正した文言は、お示しいたします。

会長

それでは、次でございます。道路事業の4番目でございます。豊岡竹野線でございます。これも全文読ませていただきます。

「当該事業は、幅員が狭く老朽化した城崎大橋の架け替え及び取付道路の整備である。事業実施により、円山川の異常出水時の城崎町の孤立化や円山川の洪水の流れの阻害などの課題を解消するとともに、城崎温泉への交通アクセス強化や交通の円滑化による地域の活性化を図るもので、早期の事業効果の発現が必要なことから、事業実施の必要性は依然として高く、事業継続は妥当である。

なお、橋梁架け替え位置について、関係住民との合意形成に時間を要したこと等から、事業期間が延伸されているが、今後の事業実施に当たっては、事業計画へのさらなる住民理解に努め、事業の早期完成に努められたい。

また、当該事業箇所が山陰海岸国立公園内に位置していることから、事業実施に当たっては、現在実施中の環境調査に基づいて必要とされる対策を遵守するなど、環境への影響に十分配慮されたい。」でございます。

御意見をよろしく申し上げます。よろしいでしょうか。

それでは、このようにさせていただきたいと思えます。

続きまして、5番です。川西インター線です。

「当該事業は、新名神高速道路川西インターチェンジへのアクセス道路の整備である。事業実施により、新名神高速道路と同時供用することで、高速道路の効率的な利用を促進するとともに、南北方向の主要地方道及び国道173号線をつなぐ東西方向の幹線道路として道路ネットワークの形成を図り、地域の生活利便性の向上を図るものである。事業実施の必要性は依然として高く、事業継続は妥当である。

なお、事業実施に当たっては、周辺の植生に配慮した適切な樹種による植生の復元など、周辺環境の保全に努められたい。」でございます。

御意見をどうぞよろしく申し上げます。

委員

4行目の、「道路ネットワークの形成を図り」と「その向上を図る」とは、重複していますので、道路ネットワークの形成は図ることではなくできるわけですから「道路ネットワークを形成し」とすれば、いかがでしょうか。

会長

道路ネットワーク「の」ではなく「を」ですね。

事務局

委員に直していただいているところで、「国道173号線」とあるのですが、我々のほうでは、「線」は除いて、「国道173号」という形で統一させていただければと思います。「線」を、できたら削除させていただければと思います。

会長

行政用語ですので、そのようにいたします。3カ所ほどになりますけど、よろしいでしょうか。

委員

わかりました。

会長

ありがとうございます。

それでは、以上のように決定させていただきたいと思います。

では、続きまして、6番目でございます。広畑青山線でございます。

「当該事業は、姫路市臨海部と国道2号姫路バイパス姫路西ランプを結ぶバイパスの整備である。事業の実施により、慢性的な交通渋滞の解消を図るとともに、姫路市臨海部へのアクセス向上により、姫路港の物流機能の強化や地域の活性化を図るものであり、事業実施の必要性は依然として高いことから、事業継続は妥当である。

なお、事業実施に当たっては、事業効果の早期発現に努められたい。」でございます。よろしいでしょうか。

御意見がないようでございますので、このように決定させていただきます。

それでは、引き続きまして、港湾事業の7番目でございます。姫路港廃棄物処理事業、網干沖地区（姫路市）でございます。

1段目のパラグラフは、そのままでございます。

それから、2段目のパラグラフから読ませていただきます。

「なお、当該事業に含まれていない埋め立て後の土地利用については、地元市と連携の上、地域住民が望む有効な利活用が図られるよう努められたい。また、今後の利活用のために、埋め立てに当たっては有害物質が混入しないよう監視を継続する必要がある。」でございます。

御意見、よろしく申し上げます。

事務局

済みませんが会長よろしいでしょうか。

委員からいただいています、「有害物質が混入しないよう監視の継続」これはまさしく適切にこれからやっていかななくてはならないということで盛り込んでいただいたところなのですが、「今後の利活用のために」というのが付いておりますが、この有害物質の継続監視というのは、利活用があってもなくても、当然やっていくべきことでございますので、県民の方々に誤解されるのではということで、例えば、このような形で修文させていただいたらどうかということでございます。今から少し口頭で言わせていただきます。「なお、埋め立てに当たっては有害物質が混入しないよう監視を継続するとともに当該事業に含まれていない埋め立て後の土地利用云々」という形で、頭のほうに置いていただければいか

がかということで、事務局のほうから修正案を提示させていただきます。

会長

「なお、埋め立てに当たっては、有害物質が混入しないよう監視を継続するとともに、当該事業に含まれていない埋め立て後の土地利用については、地元市と連携の上、地域住民が望む有効な利活用が図られるよう努められたい。」

御意見、いかがでしょうか。

それでは、このように確定させていただきます。ありがとうございました。

続いて、8番です。相生港改修（地方）事業、鰯浜地区。

「当該事業は、相生港鰯浜地区の港湾改修事業であり、係留施設、埠頭用地の不足に起因する漁船の安全な操船や停泊、陸揚げや出漁準備時に支障を来している状態を解消し、効率的な漁業活動を支援するため、係留施設や埠頭用地等の漁業施設を整備するものである。」

漁獲高が増加傾向にある漁業経営の安定化によって相生産の牡蛎のブランドを守り育て、当該地域の活性化へ寄与するためにも必要な事業であり、残工事の見通しも立っていることから、事業継続は妥当である。」ということであります。

委員、いかがでしょうか。

委員

ここは数少ない漁業経営体を対象とした事業ということで、経営体が失われてしまうと、投資が大変厳しいというか無駄になってしまいますので、何かさらに発展するようなことを我々としてもコメントしておく必要があるのではないかと思います。

加えて、後で出てきますが、室津港の同じく牡蛎養殖の事業も関連して、お互いが共存共栄を図るように、うまく連携できないかというようなことを委員会でも申し上げたところですけども、「当該地域の活性化へ寄与するためにも」の前に、一言、「室津港牡蛎養殖業とも共存共栄を図り、当該地域の活性化」というように入れていただけないかなと思います。後半の室津港においても、逆に、「相生港の牡蛎養殖と共存共栄」というようなことが入れられないかと思っています。

会長

室津港は16番で出てきますが、連携が必要であるということですか。

委員

連携は難しいと思いますから、共存共栄といいますか、共栄を図ることが大事か

と思います。

会長

「安定化によって」というのは、少し文章としてはわかりにくいのではないのでしょうか。私の意見としては、これを前に持ってきて、「漁業経営の安定化のために漁獲高が増加傾向にある相生産の牡蛎ブランドを守り育て」という文章のほうがわかりやすいのかと思います。いかがでしょうか。

委員

結構です。

会長

それを前に持ってきて、「安定化のために漁獲高が増加傾向にある相生産の牡蛎ブランドを守り育て、当該地域の活性化へ寄与するためにも必要な事業である。」ですね。

委員

それで、「当該地域の前」に先ほどの文章は入れられないのでしょうか。

会長

特出しするということですか。

委員

そうです。今回、2つのところに投資をするものですから、それとの関連でということですよ。

委員

相乗効果みたいなものなのでしょうけれども、そこまで兵庫県を政策として考えていけるかどうかということにもかかわってくると思います。

委員

かわり過ぎかもしれませんが、牡蛎産業がかなり厳しい状況にあるのは事実のようですので、何とか相互の発展というのが考えられないのでしょうか。

会長

「当該関連地域へ」あるいは「関係地域へ」の活性化にというような形で、「室津港の共存共栄による」を外し、「当該関係地域への」という形でいかがでしょうか。

委員

そうなるとういのですが。

会長

これだと、室津に限定せずいろんなものが入ってくるということになると思います。

委員

室津港にも書かないといけません。

会長

そのときに、記載ということによろしいでしょうか。

では、「漁業経営の安定化に向け」、「当該関係地域」という形でほかに御意見ございませんでしょうか。はい。ありがとうございました。

それでは、次に移りたいと思います。海岸事業の9、10、11でございます。これは、1カ所だけ訂正があります。

「これらの事業は、護岸などの整備による防潮機能の強化を図ることにより、高潮による浸水被害を防止し、地域住民の安全・安心な生活の確保と、地域の活性化に寄与するための防災事業であり、整備効果の発現に向けて早期に事業を完成させる必要があることから、事業継続は妥当である。

なお、事業実施時から、防災施設整備の必要性や効果についての積極的な説明や周知に取り組み、地域住民の防災意識の啓発に努められたい。」

よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

委員

事業実施時からというのは、どういう意味なのでしょう。少しわからなかったので、実施に際してはということでしょうか。

会長

これは、つくってから効果の発現に努めるのではなくて、つくっている最中から、このために使いますよという意味を込めて、「実施時」からとしたのですが、何かほかにいい表現があればいかがでしょうか。

委員

事業実施中からということですか。わかりました。

会長

「中」のほうがいいですかね。

事務局

「実施段階」はいかがですか。

会長

行政用語ですね。

では、「事業実施段階」と修正させていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

委員

少し気になっていたのですが、元へ戻って悪いのですが、6番の広畑青山線で、「事業実施に当たっては」とあります。それも同じ意味ですか。違う意味ですか。

事務局

ここは暫定供用を先にするという意味です。

委員

では、もう少し書いたほうがわかりやすいのではないのでしょうか。広畑青山線の事業がわかりにくいのではないのでしょうか。

会長

「可能な施設の早期供用により」とかはいかがでしょうか。

委員

そのような表現があるとわかりやすいです。

会長

先程の事務局の言われるのをそのまま文章化すると、そんなことになるかもわかりません。

委員

何か説明があると、わかりやすいと思います。

会長

「なお、事業実施に当たっては、利用可能な施設の早期活用等」はいかがでしょうか。

事務局

「暫定供用」はどうでしょうか。

会長

なるほど、そうすると、このような文章になります。

「事業実施に当たっては、暫定供用を図るなど事業効果の早期発現に努められたい。」
よろしいでしょうか。

では、6番を少し訂正という形で、たくさん御意見いただき、ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、土地区画整理事業12番、13番です。

これは原案のとおりで、各委員の方々から御意見をいただいておりますので、朗読い

たしませんが、よろしいでしょうか。

それでは、このように原案のとおりとさせていただきます。

14番です。河川事業の14番で、地震・高潮対策河川事業、二級河川野田川水系野田川で
ございます。

「当該事業は、過去の大きな高潮、洪水による浸水被害の再発を防止し、地域住民の安全・安心な生活環境を確保することを目的とした高潮護岸、防潮水門、高潮排水機場等の整備を行う防災事業で、一部の河床掘削工事を残すのみであり、早期に整備効果を発現する必要があることから、事業継続は妥当である。

なお、事業実施においては、自生している在来植物の保全や外来植物等の駆除など、生態系の保全に努められたい。

また、事業計画において、高潮対策の排水ポンプの設置台数について、当初計画の3台から2台へと変更されているが、これは、既に設置済みの排水ポンプ2台により、近隣河川の高潮時の治水安全度に対する整備水準と整合が図られていることから、やむを得ないと判断する。なお、事業完了後、近隣河川の整備状況を見きわめ、適切な時期にポンプの施設を拡充し、高潮時における治水安全度の一層の向上に努められたい」ということで、3台が2台になったこととございます。

はい、どうぞ。

委員

1行目の「の再発を防止し」としましたので、「過去の大きな」というのが、何か過去の洪水は阻止するけれども、それを超える洪水はアウトと、そのような感じにも連想してしまうので、削除したほうがよろしいのではないのでしょうか。「大きな」も特に必要ないと思いますので、「過去の大きな」を削除ではいかがでしょうか。過去の災害は対応できるけれどもそれ以外はだめですという感じになるので、いかがかと思います。

会長

いかがでしょうか。

それでは、「過去の大きな」を削除させていただきます、「高潮、洪水による浸水被害の再発を防止し」といたします。事業継続としての内容の河床掘削工事というのは、工事でいいのですか。

委員

掘削事業とはあまり言わないです。

会長

では、工事ですね。

それでは、このようにさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、15番、林道整備事業です。最初のパラグラフは、修正ございません。

2つ目です。

「ただし、北工区の実施を見据えると、事業期間が長期にわたるため、原木の需要供給見込みの十分な把握、間伐を主とした原木生産システムの構築、県産木材の安定した流通の確保、人材の育成による労働力の確保に努めるとともに、今後、林道情勢の変化により原木供給計画が変更される場合には、実状に合わせ、当該事業計画を再検討した上、事業を推進されたい。

また、間伐による土砂流出抑止量のデータは、重要な知見であり、今回の事業評価に用いることは適切であるが、限られた地域のデータでもあることから、公開に資する学術資料にできるよう、さらなるデータの蓄積に取り組まれない。

なお、林道整備事業で評価した洪水防止の効果は、河川計画にそのまま使用されるものではないため、県民に誤解を与え、混用されることがないようにとの意見が本審査会であったことを申し添える。」でございます。

御意見をよろしくお願いします。

委員

最後の、「県民に誤解を与えないように」というのが少しひっかかるのですが、実は、本来なら使われるはずなのに使えないということ误解するのか、一体どういう誤解なのか少しわかりにくいという気がします。

会長

ここでは、洪水防止の効果というのは、かなり評価されているわけですがけれども、河川の場合にはほとんど評価されていないということです。

委員

それは、本来の姿であればリンクすべきものだけでも、できているように思って誤解するということですか。誤解ではないような気もするのですが。私の理解が間違っているのかもしれないですけども、今は使われてないということですよ。

会長

事業評価の中でそれぞれ別々に使われているということです。

委員

ただ、「誤解を与え」という表現に、抵抗感があったのですが。

会長

これは委員から御意見いただいたので、何かいい表現をお願いします。

委員

要するに「誤解」という後ろ向きではなく、理解促進というような方向なのでしょうね。「河川計画にそのまま使用されるものではないことを県民に理解いただく」とか、そういうことではないでしょうか。「河川計画にそのまま使用されるものでないことを県民に理解いただき、混用されることがないように」でしょうか。

皆さまの御意見を下さい。

会長

「県民に御理解いただく」という文言は、やはりあったほうがいいでしょうか。

「河川計画にそのまま使用されるものではないとの意見が本審査会であった」はいかがでしょうか。

委員

そうでしたら、意見ではそう申しましたが、「県民」を外していただいて、「河川計画にそのまま使用されるものではなく」とさせていただきますでしょうか。

委員

それぞれ独自に評価すべきだということですか。

会長

独自に評価されているのが現状であるということです。

委員

それはそれでいいわけですか。

委員

何か整合させなくてはいけないということですか。

会長

整合させてほしいというのが、委員の御意見だったので、それは今は少し無理なので、ここでは客観的な事実だけとして申し上げたという表現になっております。

委員

河川でも、森林の抑止効果というのは、計算はしているのですか。

会長

河川ではどうですか。

委員

流出係数や貯留率などです。

委員

森林では、もう少し詳しくやっているわけですか。

会長

そうですね。森林の効果が目的関数になりますので。

委員

森林のほうที่詳しいというと、河川部局が何か言いたいみたいですけど。

会長

森林のほうที่林道としては目的関数になるので、森林の効果を大きく評価したいということが森林の部局では当然のことながらあるわけです。

河川のほうは極値を議論しますから、強い雨のときの森林の効果というのは、常時の効果とは少し違うということで、少し小さめになっているというのがあります。

委員

それを一緒にというのは、なかなか難しいんですね。

会長

ただ、同じ「洪水防止効果」というのがB / Cで使われているということです。

委員

だから、私は森林のほうは「防止」ではなくて「抑止」だと思います。河川のほうは「防止」です。言葉を変えておかなくてはいけないという気がします。

会長

それは次回の懇談会で大きな課題になると思いますので、ぜひとも宜しくお願い致します。

委員

なかなか難しい問題ですね。

委員

そういうわからないところは、いつも計画論という言葉を使って回避するのですが、県民には、やはり一番わかりにくいところでしょうね。

会長

「県民に」ということもなくかなりシンプルになってきた、この文言ではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。行政のほうは、これで問題ありませんか。

それでは、このように決定させていただきたいと思います。

委員

修正されたところの、間伐を主としたという文言ですが、これが私、意味がわからなかったのですが、間伐を主とした原木生産システムというのは、間伐を一生懸命やりながら生産するという意味なのか、間伐材を生産システムの中に入れるという意味なのか、どちらでしょうか。後者ですか。

事務局

後者です。

委員

間伐材を利用するということですね。

委員

あのときに、主伐と間伐は議論がありましたね。

会長

そうですね。あの時は、木を切るとまた植えなくてはいけないのではという議論がありまして、間伐なので木は植えなくもいいということでした。

委員

それでは間伐という作業の内容ではないので、「間伐材を活用した」とか、そのようにしていただいたほうがわかりやすいのではないかと思います。

会長

「間伐」のところに「材」を入れてはどうかということですが、担当部局、よろしいでしょうか。

それでは、間伐材ということにいたします。

委員

今のところの2、3行後に、「原木供給計画が変更された場合には、実状に合わせ、当該事業計画を再検討した上、事業を推進されたい」とありますが、要するにどういうことを想定されているのでしょうか。素人的に言えば、例えば林道を一旦つくってしまったものを壊すわけにいかないのではないかと、そういう素朴な疑問が持たれそうな感じがしたということです。

もう1点は、細かなところですが、これは、学術用語で「公開に資する」というような言い方をするのでしょうか。

会長

「学術資料として公開できるように」といたします。

委員

その方がよいですね。

最初のところは、若干わかりにくいという感じがします。

会長

これは、私の記憶では、かなり長期にわたる事業なので、果たして現在計画されているような原木供給計画が、このような長期の間に変更がなくこのまま走れるのかどうなのかということから出たものだと思います。

ですから、原木供給計画が林業情勢によって、例えば輸入材の抑制というようなことがあると、途端に県産林の価値が増えてくるということがあるので、その辺に合わせて弾力的に事業運営がなされるべきだということが一般的だと思いますが、間違っていないか。

事務局

そのとおりでございます。事業が非常に長期間にわたるということで、審査の中では、需要と供給が頑張っリンクをしても、その木材の需要があるのかということが議論されましたので、また、事業期間が非常に長いということもありまして、その間に社会情勢等の変化があった場合には、こういう実状に合わせて解決をするという趣旨でございます。

委員

そうすると、「実状に合わせ」の場合、「そのときの実状に合わせ」というふうに入れるのはだめですか。何か無責任になってしまうのですか。

会長

「計画が変更される場合」を「変化により変更される場合」、「その時点の実状に合わせ」は要らないような気がします。「それに合わせ」も要らない。どうですか。やはり要るのでしょうか。しかし、実状というのは、情勢の変化でしょう。違いますでしょうか。

委員

そういう変動するものに追随させようという言葉やニュアンスを言いたいときは、最近「順応的」とか「適用」とか、そういう言葉をよく使うので、例えば、何々の場合には、「その時点の実状に合わせ」は抜き、「当該事業計画を順応的に推進されたい」とか、それで意味が通じますでしょうか。

事務局

「順応的に」というのは、一般的に、先ほど委員がおっしゃったように、その時その時

に合わせて事業計画なり、その内容なりを見直して対応していくという意味合いでとらまえてよろしいということですね。順応的検証や事業実施は、そういう意味でしょうか。ですから、状況に応じた対応という意味合いで理解をさせていただいてよろしいでしょうか。

委員

具体的にそういう再検討した上で見直すというのは、例えば短くするとか、そういうことが現実あるわけですか。

事務局

大きな事業をやる場合に、部分的完成やそのときの事業効果をもって次にステップしていきましようということを順応的対応、検証というような言葉を最近使うようになりまして、そういう意味でしたら、そのとおりだと思います。

会長

よろしいでしょうか。

委員

木材の自給状況とかそういうことは入れないのですか。

会長

当該事業というのは、林道だと思いますので、よろしいでしょうか。

はい。どうもありがとうございました。

それでは、引き続き、16番に行きたいと思います。

16番は、1段目のパラグラフは2カ所修正がございます。

「なお、当該事業の実施により、新たに牡蠣養殖業が展開され既存の加工場等と同様に、当該地域の活性化にさらに寄与することを期待する。」という文言でございます。

いかがでございましょうか。

委員

「新たな牡蠣養殖業が展開され」の後に「、」を打っていただいたほうがわかりやすいと思います。

それから、「既存の加工場と同様に」の「同様に」というのが、「既存の加工場等と一体となって」ということのほうがいいと思います。

委員

ここは、さっきの「関係」というのは要るのですか。

会長

「当該関係地域」ですね。

委員

「実施により」と「新たな」の間の「、」は要らないかもしれません。

「なお、当該事業の実施により新たな牡蠣養殖業がされ」ということです。

会長

このような修正でよろしいでしょうか。

では、このように決定させていただきます。ありがとうございました。

次、水道用水供給事業、17番目でございます。

これは、修正等ございませんでしょうか。

委員

小さいことですが、「社会情勢の変化」と書いてあるので、「今後の県水の需要動向」とかはどうでしょうか。

会長

「社会情勢の変化に伴う今後の県水の需要動向」ということですね。

委員

前が「変化」だから、後ろも何か動きがあったほうが対応しているような気がします。

会長

ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、このように決定させていただきます。

それでは次、新規事業でございます。まず、道路の1番でございます。

「なお、事業実施に当たっては、地域住民への理解に努めるとともに、道路高架部においては、沿道住民の生活、利便性にも配慮されたい。」ということでございます。

これは、高架になる云々の説明でございました。

御意見、御質問ございましたら、どうぞよろしく申し上げます。

はい、どうぞ。

委員

この道路高架部というのをもう少し詳しく、何を言わんとするのかわかりにくい感じがするのですが、騒音の問題とかそういうのを含んでいるのでしょうか。道路高架部において特に利便性を配慮するというのはどういうことでしょうか。

事務局

これは、御意見をいただいた中の、歩道や側道がどうであるかといった沿道利用の面に

ついて、生活利便性というような表現で意見をいただいたと認識しております。

会長

高架下の空間利用という形もあったと理解しております。

委員

そうでしたら、「歩道を併設する」や「沿道住民の利便性に」とか、そういう具体的に書いたらまずいのですか。

会長

歩道は、もう入っているのでしょうか。

事務局

もともと計画の中で入っています。

会長

質問が出たので、記載したということです。

事務局

その質問を受けた形で表現させていただいたと思います。

委員

歩道があるのですね。あるのに、さらに何の生活利便性を配慮するのですか。

事務局

いわゆる高架の行き来や、国道や沿道の計画を含めた全体的な生活利便性、すなわち人の経路とか、車の経路という趣旨になります。

会長

あのときに出たのは、高架の下に鉄道と並行して走る道路もあるので、いわゆる高架下の空間活用としての道路も入っていたと私は記憶していたのですが、それで「利便性」という言葉が出たということです。道路高架部においてはというのは、消しましょうか。

委員

高架によって利便性が損なわれる可能性があるから、それを考えようということですか。

会長

今は平面交差で行けていたのが、高架になるので、立体交差のような形になるということではないでしょうか。

委員

これはトンネルにするか高架にするかで高架が選ばれたのですが、それによって、もしさらなる効果が得られるのであれば、そういうことを加えた表現ができればいいのですが。

なかなかそこまで工事ができるのかどうかわかりませんが、景観面とかいろいろな影響があるかと思うのですが、潜るのと違い高架にしたい、それが要するに地域住民にとってプラスになるということがもう少し何か具体的に入れればわかるのではないのでしょうか。

会長

そうですね。

委員

生活利便性と安全にもというようなことではないかと思うのですがいかがですか。

会長

安全のために立体交差になっているのですが。

委員

しかし、歩道が狭かったりすると、自転車や歩行者がごちゃごちゃして行きにくいとあるので、自動車だけではなく、歩道はやはりきちんとしてほしいということです。

会長

歩道はされているのと違うのですか。

委員

歩道が3mと言われたのですが、向こうから来る自転車を考えると結構3mではどうなのかなと気にはなったのですが。

事務局

自転車の数とかその辺も考慮して、国道の部分と高架の部分については若干変えておりますけども、その辺の安全は担保されていると思います。ただ、今おっしゃったように、その行き来という部分、高架下の行き来など、従来は行くことができたのが混乱するところがありますので、そのような高架下での行き来や国道の沿道利用、そういうものに配慮してくださいという趣旨で承ったものと考えております。

委員

この真下では踏切はないのですか。

事務局

ありません。

委員

高架に伴って支障が生じないように利便性に配慮しなさいということですか。

事務局

そうです。だから、おっしゃるように、高架下の横断部分の安全性というのは出てくるとは思っています。

会長

そういうことだったと思うので、歩道の広さについての議論はなかったと、私は記憶しています。

委員

歩道は3mあれば、自歩道としては、基準を十分に満たしています。

会長

ということは、文言のほうに返っていただきまして、パソコンのスクリーンの画面のほうに切りかえていただきます。行政的な文言が出てきました。「道路高架により沿道住民の生活利便性が阻害されることのないよう配慮されたい」ということでどうでしょうか。

委員

どこか踏切をやめてしまうようなところ、なかったですか。

事務局

2カ所、踏切はなくなっております。

委員

これでは、それを残しなさいという感じになってしまいます。

委員

こういうふうに書いてしまうとそうですね。

委員

言及が要るのでしょうか。

会長

「地域住民への理解に努められたい。」だけで切ってしまうということでしょうか。

委員

具体的にあれば、書かなくてはいけないと思いますが、どうでしょうか。

会長

私が理解していたのは、歩道と高架の地下空間の活用ということだったと思うのですが、事業実施で、地域住民への理解の中で幾つか御要望が出てくるかもわかりませんので、それがこの文言になると理解しておけばいいかと思います。

委員

高架下の空間の利用というのは、実際問題として可能なのですか。

事務局

一般にやられるケースがありますけども、ある程度制限が必要で、出入り自由とはできないと思います。

会長

ここに今あるように、簡単にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

行政のほうもよろしいでしょうか。

それでは、次に移りたいと思います。どうもありがとうございました。

引き続きまして、河川事業でございます。ここはパラグラフがたくさんございますが、上の2つは、通常の「妥当である」ということでございます。それで、「なお、」以下でございます。

「なお、公共事業予算が縮減される中、事業の効率性向上のため、新規遊水地については、残土を有効活用するなどのコスト縮減に取り組まれない。

また、事業実施に当たっては、当該事業計画のみならず、武庫川水系河川整備計画（案）に位置づけられているすべての事業の必要性についても、流域の住民理解に努め、武庫川水系河川整備計画（案）の目標達成のため、河川対策に加え、校庭等に雨水を貯留する流域対策や適切な避難方法の普及啓発等を進める減災対策による総合的な治水対策を武庫川流域総合治水推進協議会との連携を図りながら、計画的に推進されたい」という、「なお、」以下の文言でございます。

御意見、よろしく願います。よろしいでしょうか。

はい。

委員

この一番出だしのところですけども、「下流部築堤区間の安全性向上という緊急の課題に対応することを目的として案が取りまとめられた」とありますが、何か下流部だけを目的にしてこの計画がつけられたと読めてしまったのですが、これはこういうことでのいいのですか。

事務局

下流部だけを見ているわけではなくて、当然、上流も中流も眺めての話ですが、特に下流部の築堤区間においては、発生すると非常に大きな被害が出ますので、そのことを重要視して河川整備計画をつくったという意味合いでございます。

委員

今おっしゃった、「特に」というようなニュアンスが何かあったほうがいいのではない

ですか。

会長

「特に」をこの「人口・資産が高度に集積している」の前に記載するということですか。

委員

現実、被害が起きたのは名塩や、もう少し下流のあたりですよ。その印象が強いので、下流部だけというようなニュアンスでとられると、少しおかしいという気がします。

委員

元の目的はどのようなものだったのですか。何か書いてあるのではないですか。

会長

中上流部の洪水対策はどのようなかという御質問が出ております。

事務局

中上流におきましても、それぞれの区間において、戦後最大の洪水に対して対応できるような治水計画というのはつくって、別にまとめてあるのですが、ここで言っているのは、一番被害が大きくなるというところが下流部なので、そこを特出しして書いているということ。

会長

「本審査会にかかる」という文言をどこかに入れたらどうですか。

委員

治水対策事業は、下流部のことだけを言っているわけですか。

会長

ここでは審査会にかかるのが3件で、それ以外に審査会にかからない事業が多く行われているわけですね。ただ、武庫川河川整備計画（案）というのは、審査会全体ではないわけですね。

事務局

そうです。あくまで、この武庫川水系河川整備計画で一部区間が下流部の今回御審議をお願いしている区間でございまして、全部ではございません。

少し御提案ですが、1番上のパラグラフにつきましては、武庫川水系河川整備計画（案）が取りまとめられたという武庫川水系河川整備計画の説明をしておりますので、したがって、「喫緊の課題に対応することを重要視して、戦後最大の洪水と同規模の目標流量に向けた総合治水対策に取り組むため、整備計画（案）がまとめられた。」というふうにするといかがでしょうか。

会長

整備計画（案）の形容詞であるので、これは整備計画に書かれている文言をそのまま使用するのが妥当であると思います。

それでは、このような形で、「目的」よりも「重要視して」というほうがいいということです。ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

委員

審査会における確認ですけれども、間もなく整備計画(案)の(案)がとれる運びとなると思いますが、審査会の審査結果を返しますときは(案)でもよろしいですか。

会長

時間の経過とともに変わりますので、ここでは、これを出す日付の時点で(案)なら(案)でいいと思います。

事務局

これにつきましては、この答申は、年内にできればいただきたいと思います。年内にいただければ、年内に発表とっております。その段階では、整備計画はまだ(案)の状態でございますので、(案)で結構かと考えております。

委員

ここでは、ダムの話は全然関係なくていいわけですか。

会長

出された3つの事業に対する妥当性ということです。

委員

公共事業審査会としてはいいのですか。

会長

その背景(ダムは効果の発現までに時間がかかるなど課題があることから、当面ダム以外の治水対策を進めるべく河川整備計画(案)をとりまとめたということ)は御説明いただいたところでありまして、その背景を勘案して、3つの事業の妥当性というような形でご審議いただいておりますので、よろしいかと思っております。

委員

ここでは、もう触れないということで、よろしいですか。

会長

はい。流域委員会もあるということで考えております。

ほかにございませんでしょうか。

委員

この遊水地の残土有効活用ということは、どういうふうを活用するのですか。そばに何か建てるのですか。

会長

ここに出てきた資料では、新名神高速道路の工事がこの近くであるので、そこでの利活用ができれば好ましいということですが、まだそれが確定したわけではないということです。

委員

削減がある程度は見込まれるということなのですね。

会長

見込まれるかどうかはわからないのですが、もしも削減できるチャンスがあれば、それを有効に活用していただきたいということです。

委員

わかりました。

委員

青野ダムには何も触れなくていいですか。

会長

青野ダムは、今回の3つには入っていないということです。

委員

審査会も、ここでは言わなくていいのですね。

会長

はい。そのように思っております。

ほかにございせんか。

それでは、このように決定させていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、3番目でございます。

武庫川水系武庫川流域治水対策河川事業（支川、大堀川）でございます。これは、読ませていただきます。

「武庫川水系河川整備計画（案）に位置づけられた支川対策のうち、当該河川では、未改修区間である西田川橋上流において浸水被害が頻発しており、再度の災害を防止するため、早期の対応が求められている。

当該事業は、河床掘削や護岸整備等の戦後最大洪水と同規模の洪水への対応による治水安全度の向上を図り、流域住民の安全・安心な生活を確保するものであり、事業着手は妥当である。

なお、事業の実施に当たっては、流域住人への理解に努め、円滑な事業推進による早期の整備効果の発現に努められたい。」

以上でございます。

御意見、どうぞよろしく申し上げます。よろしいでしょうか。

それでは、このように決定させていただきます。

それでは、事後評価について、道路事業であります。

まず1番目、国道482号、村岡道路（蘇武トンネル）でございます。1つ目のパラグラフは飛ばしまして、2つ目から行きます。

「検証により、移動時間の短縮や国道9号の代替機能確保などの効果とともに、観光地や医療機関などへのアクセス強化など、周辺地域への波及効果も確認できた。

この結果を踏まえると、今後の道路事業の必要性については、時間短縮便益などのB/Cであらわされる効果だけではなく、救急医療や防災等の安全・安心効果、観光振興等の地域交流促進効果など、B/Cではあらわせない多様な効果も踏まえて評価することが重要であり、その参考事例として、積極的な情報発信に努められたい。

なお、当該事業におけるトンネル掘削中の湧水発生への対策を踏まえ、今後の同種事業については、事前調査や適切な計画策定等に努められたい。」でございます。

よろしく申し上げます。

それでは、このように決定させていただきます。

引き続きまして、都市公園事業、有馬富士公園でございます。1つ目、2つ目のパラグラフは省略させていただきますして、「なお、」以降でございます。

「なお、今後は、自家用車が中心となっているアクセス手段について、バスの増便など公共交通機関の利便性向上を図るとともに、立地条件や公園計画など、本公園が有する特徴を踏まえ、各ゾーン間の移動性の向上など、公園全体を楽しんでもらえるような取り組みを期待する。

また、先進的な里山保全活動や生物多様性にかかわる取り組みがなされているとともに、伝統的な里山保全活動に取り組んでいる一庫公園とも連携した活動を行っていることについて、広く県内外及び世界に向けても積極的な情報発信にも努められたい、でございます。」

御意見、どうぞよろしく申し上げます。

委員

世界というよりは、海外といったほうがいいような気がしますけど、どうですか。

会長

「向けても」の「も」が「情報発信にも」の「も」とありますので、「広く県内外及び海外に向けた積極的な情報発信にも努められたい。」ということですか。

委員、いかがでしょうか。これでよろしいでしょうか。

ほか、御意見ございませんでしょうか。

それでは、このように決定させていただきます。

それでは、3番目、県営住宅整備事業、姫路夢前台住宅建設事業（建替）でございます。これは、上2つのパラグラフは飛ばさせていただきますして、「なお、」以降でございます。

「なお、モデル整備として取り組んだ県営住宅の屋上の緑化について、住民による維持管理、管理設備・コストなど得られた知見は非常に有意義であるため、今後の同種事業に活かされるよう努められたい。また、広場や緑地の植栽選定においては、地域性や周辺環境にも配慮されたい。

加えて、住宅確保要配慮者に対する多様な型別供給の一層の充実にも努められたい。」でございます。

いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

委員

「住民による維持管理の必要性」そういう言葉は要らないのですか。住民による維持管理が必要かどうかやはり議論するので、ここは「必要性」と違いますか。仮に屋上庭園をやるとしたときに、住民によって維持管理してもらわなくてはできないのではないかという議論はないのですか。

会長

これは、住民による維持管理は当然のこととして、知見が非常に有意義であるということになっていますので、必要性を有意義とするのは、少し違うという気がします。

委員

住民が維持管理しなかったら、管理できないでしょう。

会長

そうですね。ですから、それは当然のことだという前提で書かれていると理解しております。「住民による維持管理の実績」と入れると、知見に結びつく可能性はありますが、

よろしいでしょうか。では、「実績」という言葉を入れるということで、行政のほうはよろしいでしょうか。

事務局

はい。

委員

同じように、「管理設備・コスト」というのを、「管理設備の選定」など、もう少し具体的には書けないのでしょうか。

事務局

管理設備の選定ですか。住民が使いやすいという意味合いをより出したほうがいいだろうということですか。

委員

この管理設備の意味合いがもうひとつわかりにくいです。管理設備に関しての知見が得られたのですか。

事務局

前回の中で、例えば散水栓、水をまくというふうな設備も整えているのですが、それをまくことや、屋上庭園を開放しており、そこで人が歩くなどいろいろなことが起こると、その振動なり騒音が下の住家の人たちに迷惑がかかる、そういう知見がありましたということをお説明させていただいたと思います。

ここで、委員がおっしゃっているのは、そういう管理施設についても、ここに住まわれる住民の方がうまく使えるように、今までのような教訓を今後生かされてはどうかということをお意見いただいたと考えております。

委員

機能ですね。

会長

管理設備の何なのか。機能なのか、それがよくわからない。

知見を次に伝えるために、何を伝えたいのかということを確認後、それをここに入れるということで、よろしくをお願いします。

事務局

はい。わかりました。

会長

それでは、最後になりました。

かんがい排水事業、県営かんがい排水事業でございます。ここも上2つのパラグラフは飛ばさせていただきまして、委員会としての意見で、「なお、今後の事後評価においてはかんがい用のダム事業による下流域の河川環境への影響や水質状況などの視点についても評価項目とされたい。」でございます。

御意見、よろしく願いたいします。よろしいでしょうか。

それでは、このようにさせていただきたいと思います。

これで、すべての案件について一応確定いたしました。前のスクリーンに、きょう御訂正いただきました原案が並んでおりますが、画面では見えにくいと思いますので、ここで、15分の休憩でございますので、35分から最終的に皆さんのお手元に答申案をお配りして、最終的に御確認をいただきたいと思います。

(休憩)

会長

今、お手元に、御審議いただきまして御協議いただきました結果が来ております。これについて、御確認をいただきたいと思いますということでございます。

各委員の方、お手元に、修正の文案がいつていると思いますが、それで間違いはないか確認していただきながら行きたいと思います。

まず、前文についてでございますが、これでよろしいでしょうか。

「事業の優先度を見極め」という文言がなくなっているということです。

それでは、道路事業の(1)から(3)でございます。

委員

この(3)ですけど、「十分に」でもいいのですが、「有効に機能する」のほうがよいという感じがします。

会長

(3)を出してください。

では委員の御意見に従います。

次、(4)は訂正なし。(5)でございます。

委員

(4)のところで、議論にはならなかったのですが、さっきからひっかかっているのは、2行目の、「円山川の異常出水時の城崎町の孤立化や円山川の洪水の流れの阻害など」という、「洪水の流れの阻害」がとりようによっては逆の意味になってしまう気がしまして、単純に、「円山川の流れの阻害など」と言ったほうがわかりやすいと思います。

会長

あるいは、「洪水時の流れの阻害」ということですか。

委員

「円山川の」は要らないのではないのでしょうか。

会長

「孤立化や洪水時における流れの阻害」このような訂正になりました。

ありがとうございました。

(5)番はいかがでしょうか。

委員

済みません。

表現上ひっかかっているのは、周辺の植生云々のくだりがございますけど、「周辺の植生に配慮した適切な樹種による植生の復元」だと非常にわかりにくいので、ここで言いたいことは、いわゆる在来植生を復元するということだと思いますので、「周辺の植生に配慮した」はやめて、「適切な樹種選定による在来植生の復元など」のほうがわかりやすいのではないかと思います。

会長

修文の最後の機会ですから、ぜひとも言ってください。

「なお、事業実施に当たっては、適切な樹種選定による在来植生の復元など、周辺環境の保全に努められたい」ということですか。

委員の御意見もそういうことだったのですか。

事務局

はい。この趣旨はそういうことだと思っております。

会長

在来植生でブラックリストに載っているのがあると大変なことになりますが、適切にということですね。

それでは、再修正でそのようにしていきます。

(6)番、いかがでしょうか。

(7)番です。

(8)番でございます。

海岸事業の(9)番から(11)番。

土地区画整理事業の(12)番、(13)番。

河川事業の(14)番は、修正がなしということになっております。河川事業は、「過去の大きな」という文言が消去されているということになっております。

(15)番、「間伐材」という言葉が加わっていること、それから、「当該事業計画を見直すなど、順応的に事業を推進されたい」と直させていただきます。

それから、「学術資料として公開できるように」ということと、それから、「使用されるものでなく、混用されることがないようにとの」ということで、県民云々は削除されました。

(16)番でございます。

(17)番、「動向」という言葉が入ることになりました。

それから、(18)番は、また再修正の案が出ておりますので、ここでもう一度御議論いただきたいと思います。

「なお、事業実施に当たっては、地域住民への理解に努めるとともに、歩行者等の安全確保や沿道住民の生活利便性にも配慮されたい」という文言です。

委員

「理解」の前に、地域住民の計画に対する必要性というか、何かを加えて頂ければと思います。

会長

事業に対するということですか。

委員

事業に対する必要性ということですか。

会長

事業実施に当たってはとありますが。

委員

何の理解かというのが少しわかりにくいと思ったので、これはまだ新規ですよ。

会長

新規です。

委員

ということは、これから地元説明にも入られるわけですよ。地元住民からの理解と協力が得られるようにということです。

委員

最初の意図は、地域住民へ説得する、そういう説明するという意味で使われていたんで

すね。

事務局

地域としては、土地区画整理事業もありまして、都市計画決定などの形で、事業についての説明が今始まっている状態です。だから、都市計画の変更を含めて、地元にも説明に入っていきたいということです。

会長

ほかに、代案はございませんでしょうか。

歩行者等の「等」は、何を含んでいるのですか。

事務局

自転車です。

会長

何か時間のフェーズが少し変わっていて、事業実施に当たっては理解に努められというのは、これからやりますのでよろしくということで、歩行者の安全確保や利便性というのは完成後なので、そのフェーズが変わることを表現できないでしょうか。

委員

これは、やはり事業中のことを記載すべきです。

会長

そうですね。事業中だけなら、この文章でいいと思います。

委員

これは何年ぐらいかかるのですか。大分かかるのですか。

事務局

平成29年までです。

委員

やはり、完成してからのことより、事業中のことのほうを記載するほうがよいのではないのでしょうか。

会長

ということは、原案の文章ということですか。

委員

原案で十分ではないのでしょうか。

会長

文章を比較しましょうか。

会長

もうひとつ言いたいことのインパクトがありませんね。

委員

地域住民への理解に努めるというところで、これであれば、地域住民の意向の理解に努めるという意味でとらえられるわけですか。

会長

意向を理解するのではなく、事業を理解してくださいというお願いです。

委員

どちらかといえば、意向の理解になるのではないのでしょうか。

説明であれば、そのとおり「地域住民への説明に努力するとともに」ということではないのでしょうか。

会長

説明と理解とは少し違うような感じがします。「地域住民への理解に努めるとともに」は、おかしいですか。

委員

事業の理解ですよ。

会長

そうです。

委員

少なくとも事業をやっているときのことに限定しておいたほうがわかりやすいと思います。

事務局

この計画そのものは、地元に対して説明などもしていきまして、理解もいただいておりますので、この文章からいうと、工事中に限定したような感じになります。

会長

「地域住民の理解に努めるとともに」は、削除してしまって、3番目の案でいかがでしょうか。

委員

では、当たり前のことですが、「絶えず進捗状況を説明し」とかではだめなのですか。

会長

「これまで以上に丁寧な説明や周知に努められたい」ということで、すべての公共事業

に対してということなので、それは、前文で入れたつもりだったのですが、一番下でよろしいでしょうか。

委員

こういう意見はこれまで頻繁に言ってきていますよね。

会長

「不便になった」や「工事中危険だ」とかということですね。それは、この道路に限った話でもないと思うのですが。

インパクトがかなりなくなりましたけれども、それでは、最後の案ということで、よろしいでしょうか。では、この最後の案にさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次でございます。河川事業の2番でございます。「目的」から「重要視して」ということでございます。

これは、委員からの御指摘でございます。これでよろしいでしょうか。

はい。それでは3番目でございます。大堀川の件でございます。事後評価道路事業の482号でございます。この「情報発信に努められたい」ということを受けて、多分来年度やらせていただく懇談会にも、このような形の議論がまた委員の方から御意見いただけるかと思っております。

次、有馬富士公園で、県外及び海外に向けたというふうなことです。

それでは次、県営住宅であります。実績それから設備の性能・コストということで、かなりわかりやすくなったと思います。

それでは次、これは修正なしということでございます。

お手元の資料で、全体を通して、やはりこれを言っておいたほうがいいと思われる文言がございましたら、ご意見をどうぞ。

委員

1点だけ気になるのは、「初めに」のところで、下から3行目の、「有意義な検証結果の報告を受けた」と書いてあるのですが、「有意義な」というのは、要するにいずれの事業も有意義であるという検証結果の報告を受けたということですか。

会長

そうです。

委員

「有意義な報告」のように聞こえてしまうので、何か今回の審査会では4件の事業評価

において、いずれの事業も有意義であるとする検証結果の報告を受けたがと、私は感じたのですが、ほかの委員の方はどう思われるでしょうか。

会長

そうですね。検証結果が有意義であるということがありますね。

委員

いずれの事業も有意義であるとする検証結果の報告を受けたがということですか。

委員

有意義というのは、検証結果が有意義であるのではないのですか。

会長

事業が有意義です。

委員

事業も有意義なのでしょうけれども、検証するということが有意義なのですよね。

会長

なるほど。

委員

そのほうがいいのではないのでしょうか。

委員

有意義な報告ということですか。

委員

そのように私は思います。

会長

なるほど。この審査会側が有意義と認めたということなのか、事業が有意義であったと
いうことの報告を受けたということなのか、ということですね。

委員

場合によっては、やはり有意義ではない事業もこれから報告しなくてはならないという
ことです。

会長

そうですね。「いずれの事業も有意義である」とすると、これはいかがですか。

委員

事業が有意義であることも確かだし、それから検証結果も有意義でない困ります。

会長

両方かかっているみたいですね。検証結果も有意義だと、ここでは読めると思うのですが、「有意義であるとする検証結果の報告を受けた」でいかがでしょうか。

委員

最後で、事後評価のさらなる充実に努められたいということですから、前段で言っているのは、やはり検証のやり方とか検証の内容が、学術に資するようになっているがありましたけれども、ああいう部分でかなり今後の参考になる検証内容だったと、そういう意味だと理解していたのですが。だから、最初の案でも結論部分の全体を読めばわかるのではないのでしょうか。

会長

という御意見も出ましたが、原案のとおりということによろしいでしょうか。ただ、日本語としては何か一回ちょっと読みとどまるところがあるというニュアンスがありますが、この原案のとおりでいかがでしょうか。

それでは、有意義なという形で、よろしいでしょうか。

委員

はい。結構でございます。

会長

ほかにございませんでしょうか。

委員

公園のところ、海外に向けた発信ということですが、それは大変良いと思うのですが、今、兵庫県のホームページを見ているのですが、英語での情報がほとんどないですね。医療・福祉関係ぐらいしかありません。例えば英語、中国語、ハングル語でホームページやパンフレットとなどという話になってくると思うのですが、実際この状態ではと、老婆心ながら心配もしてしまうのですがいかがでしょうか。

会長

「及び海外」を抜いて「県内外に向けた積極的な情報発信」というのが無難であると思えます。

委員

すみません。失礼なことを申し上げました。

会長

余り大上段に振りかざすのもどうかと思いますので。どうもありがとうございました。非常にたくさんの御意見をいただくことができ、これですべての案件について確定い

たしましたので、この最後の案件でもって終了したいと思います。

本日、議事の進行に当たりまして御協力いただきまして、ありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

なお、会長として一言、今回初めて会長をさせていただきまして、議事の多さにまず驚いておりますけれども、その議事の多さのために御協力いただきました委員の皆さん方に御礼申し上げます。事務局の皆様には実は空振りに終わった方々が大変多くおられました。待機されているにもかかわらず、議事が次回回しになったということで、空振りになったことに対しては深くおわび申し上げたいと思います。御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

3 連絡事項

(事務局より今後の予定等について説明)

4 閉会

土木局長挨拶